

業務連絡

2022年9月18日 No. 2
JR東海労新幹線関西地本
業務部

2022年9月14日、支社会議室において「申」第2号及び第3号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いましたが、会社は、業務委員会を拒否しました。以下は会社回答です。

「申」第2号「田川哲史組合員への口頭注意」に関する申し入れ(2022年7月29日)

出勤点呼が成立した後、管理者数人が田川組合員を囲み「制服のシャツを着替える！」と罵声を浴びせた会社の責任はどうなるのか！？

1. 乗務不適とした理由を明らかにすること。

【会社回答】

4月27日10時14分に本人から当直に心身状態不良の申告があった為、欠勤となったものである。

2. 乗務不適とした理由は、何時、誰が確認したのか明らかにすること。

【会社回答】

4月27日10時14分に本人から当直に心身状態不良の申告があった為、欠勤となったものである。

3. 長期間に渡り、病院への受診を強要した理由を明らかにすること。

【会社回答】

病院に行く旨の本人申告があったものであり、受診を強要した事実はない。

4. 口頭注意を撤回すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

5. 否認を撤回し、賃金を返納すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

以上

「申」第3号「安全運行」に関する申し入れ(2022年7月29日)

乗務前に「出向面談」の通告を行ったことは何ら問題ないと開き直る会社！！これで、正常な安全運行が出来るといえるのか！？

1. 7月9日、川村副所長が当該組合員に対して、出勤点呼後、乗務前に「出向面談」の通告を行った理由を明らかにすること。

【会社回答】

乗務員の定年出向については足元の運転本数の減や中長期的な要員需給状況を背景として、就業規則第28条の2に54歳に達した日以降の人事運用については原則として出向するものと定められている通りに実施するものである。尚、出向を命ずるにあたっては出向先等を提示する必要がありその為に日程を確保することはこれまで通例的に行ってきたことであり、問題があるとは考えていない。

2. 今回、出勤点呼後、新幹線運行に支障をきたすような乗務員への通告は、安全上問題であると考え。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】 1項の回答通り。

3. 今回の安全を無視した通告に対し、当該組合員に謝罪すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

4. 今後は、乗務員が乗務前に精神的苦痛を伴うような安全を無視した通告等を行わないこと。

【会社回答】

今後とも適切に対応する。

5. 今回、当該組合員が乗務不可になった原因は、会社にあると考える。よって、当該組合員の勤務認証を「勤務」扱いとすること。

【会社回答】

そのような考えはない。

以上